

廃炉発官 30 第 248 号
平成 30 年 12 月 12 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の
取り下げについて

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき，平成 30 年 11 月 20 日付け廃炉発官 30 第 238 号をもって申請した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請書につきまして，下記の理由により取り下げることといたします。

記

取り下げる理由

上記変更認可申請書は，原子力社内カンパニー化等の組織改編に伴う申請内容であったが，審査過程において平成 29 年 8 月 25 日付け「本年 7 月 10 日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」との関連性について再検討する必要があると判断したため，一旦取り下げを行うもの。なお，併せて申請した廃炉・汚染水対策最高責任者への報告先追加に伴う変更並びに記載の適正化については，別途申請を行う。

以 上